

関島社会保険労務士事務所便り

2014 年
12 月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2

電話：03-3609-7668

HP: <http://www.srseki.info>



（ポインセチア）

従業員に災害見舞金を支給する際のポイント

◆「災害見舞金」に関する調査結果

近年、自然災害により各地で大きな被害が出ていることから、従業員への慶弔見舞金の支給等を検討する企業もあるでしょう。ここでは「災害見舞金」について見ていきます。

労務行政研究所が行った東日本大震災直前の調査結果によれば、8割程度の企業が自然災害で住居や家財が被災した場合に災害見舞金を支給しているようです。

また、平均支給額は、被災の程度に応じて「全損失」で15万226円、「半損失」で8万7,848円、「一部損失」で4万5,521円、「床上浸水」で4万5,521円となっています。

◆災害見舞金支給の流れ

自然災害による被害については、国が定める基準により全壊・半壊・床上浸水・床下浸水等の被害の判定が行われ、市町村はこの基準に基づき「罹災証明書」を発行します。

そのため、民間企業でもこの基準に応じて定めることが一般的で、支給に際して罹

災証明書の提出を求め、被災認定を行う方法がとられます。

なお、被害が甚大で従業員本人や家族が申請を行うことが困難な場合は、本人の同意を得て、企業が市町村に被災認定の照会を行うこともあるようです。

また、場合によっては速やかに支給することを優先し、申請自体は事後申請とするなど、柔軟な運用もなされているようです。

◆就業規則等に金額明示が望ましい

一般的には、就業規則の慶弔見舞金に関する規定等に規定します。市町村の発行する罹災証明書等に基づいて被災認定が行われることが一般的であるため、申請の際にこの提出を求める旨を規定しておくべきでしょう。

なお、所得税法上、損害の程度に応じて一定の基準をもって見舞金の支給額を定められた「相当の見舞金」に該当すると判断されれば、給与として源泉徴収（課税）されることはありませんので、明確に支給金額を規定しておくことが望ましいと言えます。



年金 来年度は実質1.6%減の見込み

物価上昇で実質の年金減額制度適用

物価上昇が続くもとで、公的年金の支給額の伸びを物価上昇よりも低く抑える「マクロ経済スライド」という仕組みが、来年度初めて実施されることが確実となっています。特例水準のための引き下げ0.5%と併せて実質1.6%減となると予想されます。

◆年金額改定の基本原則

年金額は、原則として毎年度、物価や賃金の変動に応じた自動改定する仕組みになっており、具体的には、次のようになっています。

- ① 年金を受給し始める者の年金額は、賃金変動率により改定する。
- ② 年金を受給している者の年金額は、物価変動率により改定する。

◆平成16年、年金額を抑える制度導入

しかし、平成16年の年金制度の改正において、将来の現役世代の過重な負担を回避するという理由から、各年度の保険料水準を固定したうえで「現役人口の減少」と「平均余命の伸び」というマクロで見た給付と負担の変動に応じて、年金給付水準を自動的に調整（減額）する仕組み（いわゆる「マクロ経済スライド」）が導入されました。

この制度は、物価が上昇しても年金支給額を上げず、実質的に減額していく仕組みですが、物価下落時には適用しないことになっていま

す。そのため、制度導入後デフレが続いたことから一度も実施されることはありませんでした。

◆物価上昇により初めて実質減額制度実施

しかし、今年は状況が変わりました。総務省が11月末に公表した10月の消費者物価指数は、前年同月比で2.9%上昇。1月から10月の消費者物価指数は前年比約2.6%上がっています。

このため、来年度は、マクロ経済スライドによる年金減額1.1%が発動される予定です。この年金減額の仕組みと、かつての物価下落時に年金額を据え置いたことにより高止まりとなっている支給水準を解消するため、来年4月には0.5%の引き下げが決まっています。この引き下げと合わせると支給額は1.6%抑制される見通しです。

◆国民年金満額受給者で実質月1,000円減

国民年金の満額（月額64,400円）もらっている人でいうと、合計の抑制額は月1,000円ほどになります。但し、物価の伸びが大きいと、名目の年金額自体は増える見込みです。

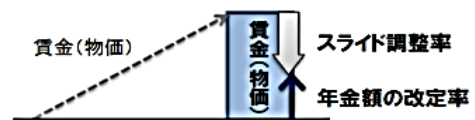
来年度の正式な年金額は、来年1月末にわかる14年の年間物価上昇率を反映させ、厚生労働省が公表することになっています。

「マクロ経済スライド」での調整方法

<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>

○賃金や物価について、ある程度の上昇局面にあるときは、完全にスライドの自動調整が適用され、給付の伸びが抑制される。

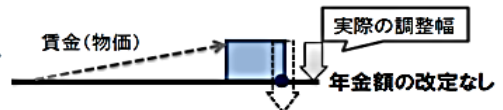
➡ スライド調整率分の年金額調整が行われる。



<賃金・物価の伸びが小さい場合>

○賃金や物価について伸びが小さく、スライドの自動調整を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする。

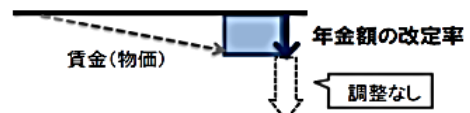
➡ スライド調整の効果が限定的になる。



<賃金・物価が下落した場合>

○賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は、年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わない。

➡ スライド調整の効果がなくなる。



パートタイマー用の労働条件通知書が変更

◆改正法で労働条件に関する説明を義務化

改正パートタイム労働法が来年4月1日から施行されます。改正により、事業主は、パートタイマーの雇入れ時や契約更新時に労働条件(賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、正社員転換等の措置内容等)について説明する義務を負うこととなります。

パートタイマーを同時に複数雇い入れたりする場合には、個々に説明する方法ではなく対象労働者を集めて説明会を開催する等の方法によって説明することも認められますが、**労働条件は文書等(電子メールやFAXでも可)によって交付しなければならず、これに違反した場合は10万円以下の過料に処せられます。**

◆労働条件通知書の変更箇所は？

今般、厚生労働省が示すモデル労働条件通知書の様式が法改正に合わせて変更となり、同省のパンフレット「パートタイム労働法のあらまし」に掲載されています。

具体的には、新たに「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を記載するスペースが設けられました。この「相談窓口」は、改正法により、パートタイマーからの相談に対応するための体制整備が事業主の義務とされたため、パートタイマーを雇い入れているすべての事業主が対応にあたる担当者または担当部署を決定して、整備しておくなければなりません。

◆増える非正規労働者とトラブル

「平成26年版労働経済白書」によれば、2013年の非正規労働者の割合は36.7%で、10年前と比較して6%増え、人数で見ると約400万人増加しています。

非正規労働者の増加に伴い、正社員との労働条件の差異等について不公平感を感じるパートタイマーと事業主の間でトラブルとなるケースが増えており、パートタイム労働法が改正された大きな理由の1つはこの問題を解消するためです。

通勤手当の非課税限度額が引き上げられました

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤に自動車や自転車を使用している給与所得者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は平成26年4月1日以後に支払われる通勤手当に適用されます。

区 分		課税されない金額	
		改正後	改正前
①交通機関又は有料道路を利用する人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的運賃 (最高限度額 100,000円)	同左
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55Km以上	31,600円	24,500円
	〃 45Km以上 55Km未満	28,000円	
	〃 35Km以上 45Km未満	24,400円	20,900円
	〃 25Km以上 35Km未満	18,700円	16,100円
	〃 15Km以上 25Km未満	12,900円	11,300円
	〃 10Km以上 15Km未満	7,100円	6,500円
	〃 2Km以上 10Km未満	4,200円	4,100円
	〃 2Km未満	(全額課税)	同左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的運賃 (最高限度額 100,000円)	同左
④交通機関又は有料道路をしようするほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的運賃と ②との合計額 (最高限度額 100,000円)	同左

●「営業秘密」罰則強化へ

経済産業省は、企業秘密の漏えいを防止するため、不正競争防止法の罰則を強化する等の方針を明らかにした。主に産業スパイ対策として、営業秘密（企業の製造ノウハウ・技術等）の盗用・不正利用があった場合の罰則の上限（現在は1,000万円）を引き上げ、未遂でも処罰する。来年の通常国会に改正法案を提出したい考え。（11月28日）

●障害者雇用が11年連続で過去最高更新

厚生労働省が「平成26年障害者雇用状況の集計結果」を公表し、企業（従業員50人以上）で働く障害者が対前年比で5.4%増加して43万1,226人（今年6月1日時点）となり、11年連続で過去最多を更新したことがわかった。精神障害者は約25%増加して2万7,708人となった。（11月26日）

●特定健診の保健指導で医療費が大幅減

厚生労働省は、2008年にスタートした特定健康診査（メタボ健診）による保健指導を受けた人のメタボ関連医療費が、受けなかった人と比較して30%以上も少なかったとする調査結果を発表した。（11月21日）

●有期雇用労働者特別措置法案が成立

先の通常国会で継続審議とされていた「専門知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」は、11月18日の厚生労働委員会でも可決のうえ、21日の衆議院本会議で賛成多数により可決、成立しました。これにより、同法は2015年4月1日より施行されることとなります。（11月21日）

●介護職員の賃上げを検討 厚労省

厚生労働省は、人手不足が深刻な介護職員の確保策として、介護報酬の「処遇改善加算」を拡充する案をまとめた。新たに職員の待遇改善を行うなどの条件を満たした事業所が、現状よりも高額の加算を受けられるようにする。来年度から実施の見込み。（11月20日）

●企業年金の運用利回りが8.8%に

企業年金連合会が主な企業年金の資産運用実態調査の結果を発表し、2013年度における運用利回りが8.8%（前年度比2.4ポイント減）となったことがわかった。低下したものの、株価上昇や円安進行による海外資産の評価額の膨張が影響し、引き続き高い利回りを維持した。（11月16日）

●セクハラ・マタハラの本格調査を実施へ

厚生労働省は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や、妊娠・出産を理由に職場で嫌がらせを受けるマタニティー・ハラスメント（マタハラ）について、初めて本格的な調査を行う方針を明らかにした。立場の弱い非正規雇用の女性などへの被害の実態を調べ、改善策を検討する考え。（11月16日）

●大卒者の平均初任給が3年ぶりに増加

厚生労働省が「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、2014年春入社の大卒者の平均初任給が20万400円（前年比1.2%増）となり、3年ぶりに増加したことがわかった。同省では「人手不足で求人が増えたことが影響したのではないか」としている。（11月14日）

●大卒就職者の3割以上が3年以内に離職

リーマン・ショック後の2011年3月に大学を卒業後、就職して3年以内に離職した人の割合が32.4%（前年度比1.4ポイント増）となったことが、厚生労働省の調査でわかった。業種別では、「宿泊・飲食サービス業」が52.3%、「生活関連サービス・娯楽業」が48.6%など、サービス業での離職率が高かった。（11月8日）

●領収書の電子保管を容認へ 政府方針

政府は、企業の税務調査の証拠ともなる領収書（3万円以上）や契約書の原本を原則7年間保管するよう義務付けている規制を来年にも緩和する方針を示した。スキャナで画像データを保存すれば、原本は廃棄できるようにする案が出ている。（11月5日）

●健保保険料率の上限を13%に 厚労省検討

厚生労働省が、健康保険組合が設定可能な保険料率の上限を、現在から1ポイント上昇させて「月収の13%」にすることを検討していることがわかった。高齢者医療への支出が増えて財政が圧迫されているため、来年の通常国会に健康保険法の改正案を提出する方針。（11月2日）

